

申出を受け付けた事案の都道府県労働局における処理状況をみると、平成19年度1年間に手続きを終了したものは6,592件である。このうち、助言・指導を実施したものは6,417件で97.3%、申出が取り下げられたものは100件で1.5%、処理を打ち切ったものは45件で0.7%となっている。

処理に要した期間は、1ヶ月以内が95.5%となっている。

申出人は、労働者が98.1%と大半を占めるが、事業主からの申出も128件と1.9%あった。

労働者の就労状況は、正社員が51.8%と最も多いが、パート・アルバイトが21.1%、派遣労働者・期間契約社員も19.3%を占めている。

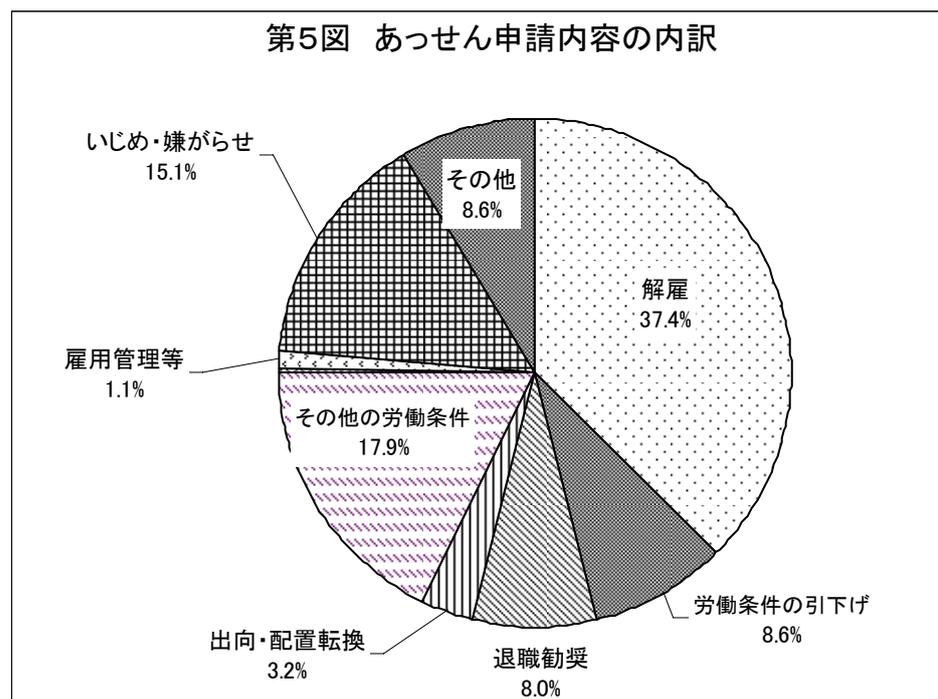
事業所の規模は、10～49人が30.1%と最も多く、次いで10人未満21.1%、100～299人が11.7%となっている。

また、労働組合のない事業所の労働者が68.0%である。

なお、助言・指導の実施事例は、別添1のとおりである。

4. 紛争調整委員会によるあっせんの主な内容

あっせん申請の主な内容は、解雇に関するものが37.4%と最も多く、次いで、いじめ・嫌がらせに関するものが15.1%、労働条件の引下げに関するものが8.6%と続いている。（第5図）



申請を受理した事案の都道府県労働局における処理状況をみると、平成19年度1年間に手続きを終了したものは7,034件である。このうち、合意が成立したものは2,700件で38.4%、申請者の都合により申請が取り下げられたものは522件で7.4%、紛争当事者の一方が手続きに参加しない等の理由により、あっせんを打ち切ったものは3,777件で53.7%となっている。

処理に要した期間は、1ヶ月以内が57.9%、1ヶ月を超え2ヶ月以内が34.3%となっている。

申請人は、労働者が7,022件で98.3%と大半を占めるが、事業主からの申請も118件で1.7%となっており、労使双方からの申請も6件で0.1%あった。

労働者の就労状況は、正社員が57.5%と最も多いが、派遣労働者・期間契約社員が19.0%、パー